

## クイーンズランド補習授業校ゴールドコースト校での就学に関する確認事項

この書面は、クイーンズランド補習授業校ゴールドコースト校(以下、単に「当補習校」又は「補習校」と呼ぶ)での就学に際して、保護者の方々の理解を確認するものです。内容についてご理解頂き、通学する幼児・児童・生徒がこの趣旨に則った行動をとることに保護者として責任を負って頂きます。何かご質問のある方は運営委員会までお問合せ下さい。

### 1. 設立の経緯

当補習校は「ゴールドコーストにもブリスベンのような補習校を是非設置してほしい」という保護者の強い要望を受けて日本人会が中心となり、ブリスベン総領事館、外務省、文部省、日系諸団体、ブリスベン補習校、在留邦人及び保護者の積極的な支援及びボランティア活動により1993年に開校した学校です。

### 2. 当補習校の位置付け

当補習校は、主として海外の現地校に通学する日本人の子女である幼児・児童・生徒が、日本へ帰国後、日本国内の学校に再び編入した際にスムーズに適応できるよう、日本の基幹教科の教育内容を日本語によって学習する為に設立された教育施設です。従って、当校では①日本の教科書を使用し、②文部科学省で定められた学習指導要領に則って教育を行います。但し、日本に帰国する意思のない永住者や外国籍の子女であっても、当校の教育内容を理解し、日本語による授業に支障がなく、かつ当校で定める規則に従って就学する限り入学・編入を認めるものとします。

### 3. 当補習校における教育

当校は日本語を教える語学学校ではなく、日本の該当学年相応の日本語能力を有していることを前提に、日本の該当学年の学習指導要領に基づいた授業を行う補習授業校です。編入学年は、特別な理由により校長が別途許可する場合を除いて、日本での該当学年に準ずるものとします。よって、当該授業に対応できる日本語能力を有しない場合には、入学・編入を許可しないこともあります。

当校の教員は補習校授業日に教員として授業を行うことを契約していますが、普段は学生・主婦・別途職業に就いている方々であり、必ずしも該当教員免許を有していない場合もあります。教員は補習校での授業を適切に遂行する熱意と能力を有することについては確認していますが、生活指導的な教育は教員の皆さんだけでは対応しきれません。補習校に通学させる保護者として、家庭での生活指導は特に必要です。また、補習校のスムーズな運営の為の安全管理、教員への支援、学習環境の整備についても保護者の協力が必要となります。

### 4. 当補習校の運営

当補習校は在外教育施設と呼ばれる私立の教育施設です。財政面では日本政府からの補助

金による支援を受けておりますが、補習校への就学は任意であり、補習校の定員数、特定の幼児・児童・生徒を受け入れるかどうかについて運営委員会が決定することができます。

当補習校はゴールドコースト日本人会(以下、単に「日本人会」と呼ぶ)が母体となっており、当補習校の運営はゴールドコースト補習校運営委員会が行っています。運営委員は日本人会で選出される教育担当理事と保護者会役員で成り立っています。日本人会教育理事が運営委員会の運営委員長に就任します。また、教育方針・授業計画の策定等の学校組織の運営は日本政府からの派遣教員である校長に委託されています。

当補習校は私立ではありますが非営利団体であり、補習校運営の多くの部分を幼児・児童・生徒の保護者の集まりである保護者会が担っております。その運営に必要な運営費(一部日本政府補助金)を納付金として収めることと保護者の運営活動への参加が入学条件となります。

当補習校に就学する幼児・児童・生徒の保護者は、クイーンズランド補習授業校学校要覧に含まれるクイーンズランド補習授業校規則、及び同保護者会規約、並びに「学校での決まり」を遵守し、子女に対しても当該規則・決まりを遵守せしめることに責任を負うものとします。また、これらに違反した場合には、上記補習授業校規則第 53 条の規定に依るものとします。(「生徒及び保護者は、健全な運営と授業の円滑な進行に協力するものとする。補習授業校、又は、補習授業校事務所内で生徒、又は、保護者による暴言・暴力行為・その他補習授業校で定められた規則に反する行為、また、授業の円滑な進行を妨害する行為があった場合は、校長はその不法行為の重大性や反復度を考慮し、自己の判断により次の処分、懲戒を適用することができる。

- (1) 叱責、訓戒による口頭注意(校長以外の教員の判断により行うことができるものとする)
- (2) 始末書、誓約書の提出
- (3) 授業への保護者同伴出席の強制
- (4) 停学
- (5) 退学(「処分を行うに当たって校長の判断に加えて、運営委員会の了承を得るものとする。また、上記の処分を行うに当たっては、児童・生徒への教育上必要な配慮を払うものとする。」)